平成 18 年度合法性・持続可能性証明木材供給 事例調査・システム検証事業の実行結果 及び平成 19 年度事業の進め方について

1. 平成 18 年度合法性·持続可能性証明木材供給事例調査の実行結果に ついて

- 1) 国内調査
 - ①認証林産物流通実態
 - ②個別企業における林産物調達方針
 - ・ ISO 取得企業の CSR 報告書の収集と分析
 - 民間企業の「環境目標と実績」事例収集
 - ③地域材認証制度と合法木材供給
- 2) ロシアにおける合法性証明の実態調査

「極東ロシアの森林セクターにおける合法性・持続可能性をめぐる事例調査」

- ① 森林法とガバナンスの概要
- ② 森林資源と林業活動
- ③ 違法伐採対策と森林認証制度への取組み

管理制度の大幅な変更が予定される中、現状把握に努めると共に州政府の違法 伐採対策、輸出協会のよる森林認証制度への取組み、我が国の合法木材供給への 反応等を調査

- 3) 極東ロシア・沿海地方における高級家具用木材の違法伐採対策調査
 - ① 高級樹種資源と加工流通
 - ② 希少資源の開発リスク評価

ロシア沿海州において生産される主としてナラ、タモ等の広葉樹は、高い単価で取引されるためしばしば違法伐採が問題にされる。また、ほとんどの原木は中国に輸出され、製材、家具等の製品にして輸出される。

調査では高級木材の生産実態、中国との貿易、ロシア及び中国の加工工場への聞き取り調査など実施。

- 4) インドネシアにおける合法性証明の実態調査
 - ① 森林法規
 - ② 木材産業と木材生産、加工流通、輸出過程の問題点
 - ③ 違法伐採への取組み

政府(国際的取組み、木材合法性基準(WLS)、独立監査機関等)

NGO の活動

主要な森林認証制度

④合法性証明制度に対する関係者の対応

⑤提言

- 5) 中国における合法性証明制度の実態調査
 - ① 森林関係法令
 - ② 木材生産・加工・貿易に関する法制度
 - ③ 森林経営、木材生産・流通に関する税制
 - ④ 森林資源と木材生産基盤並びに木材貿易の現状
 - ⑤ 木材流通にかかる市場の形成と商業制度
 - ⑥ 木材加工業の現状と原木調達、製品販売、輸出実態
 - ⑦ 違法伐採問題への行政の対応、NGO、消費者等の取組み
 - ⑧ 森林経営認証、CoC 認証の現状と問題点中国林業科学院国際部及び林業科技情報研究所との共同研究
- 6) 主要木材輸出国の森林伐採関連法制度調査

調査対象国:ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド、PNG、マレーシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ビルマ、タイ、ラオス 計 12 カ国調査項目:森林法関連法令、木材生産、伐採、加工、輸送、輸出に関する法令の違反事例

2. 平成 18 年度合法性・持続可能性木材供給スシテム検証調査の実行結果について

- 1) 合法木材認定事業体アンケート調査 認定事業体 4,300 社に対するアンケート調査(回答数 1,700 社)
- 2) 17 道府県木連による面接調査 約110 社
- 3) 追跡調査 約20例

合法木材認定事業体アンケート調査

| 問1. | 貴社 | の認定取行 | 导年 月日 | 平成 | 年 . | 月 日 | | | |
|-----|-----|---|-------------------|--------------|---|--------------|-------|----------|-------------|
| 問2. | (1 | の業態は')育林業 l)木材加 ⁷)建設業 | () 工業 (| (2)素) (5 | 才生産業)流通業 | () E () | (6) | 製材業(|) |
| 問3. | (1) | の合法木村 購入量 月平均総2 | | | | | 2月を | 念頭にお答 | 答え下さい。) |
| | | カー均心が | | | | _ | | m3 | |
| | | いっつい 販売量 | フmmの1/0-1 | 10.70 | /] Vノ X 円 ノ ヽ | 坐 | | 1110 | |
| | , , | 秋元 <u>宝</u> 月平均木 | 材総販売 | 量 | m | 3 | | | |
| | | のうち合治 | | | | | m3 | 3 | |
| | | のうち顧名 | | | - | | | | m3 |
| | | ,, | | | | | | <u> </u> | |
| 問4. | この | 制度の最終 | 終的な目的 | 勺はグリー | ーン購入 | 法の適用 | により. | 、政府機関 | 関の物品調達 |
| に | 際し、 | 合法木材 | を優先的に | こ使うこ | とを通じ | て違法伐 | 採材を | 非除しよう | うというもの |
| で | すが、 | 貴社はどの | のようにネ | 考えますだ | か。次の | いずれか | に○を | 付してく方 | どさい。 |
| | (1) | 違法伐採 | 才の排除の | のための | 有効な手 | 段だ。 | | | |
| | | はい() |) (11) | え () | どちら | とも言え | さない (|) | |
| | (2) | 優先的調 | 幸ではなく | く、使用さ | を義務付 | ける制度 | きとすべ | きである。 | |
| | | はい() |) (11) | え() | どちら | とも言え | さない (|) | |
| | (3) | 政府機関 | だけなく | 自治体、 | 民間企業 | 、住宅 | メーカー | などの参 | 加が必要だ。 |
| | | はい (|) \ \ \ \ \ \ \ \ | え() | どちら | とも言 | えない | () | |
| | (4) | 市場が求る | めないもの | のは売れ | ない。だ | から環境 | 意問題や | ·違法伐採 | 材に関して、 |
| | | 需要者や済 | 肖費者の意 | 意識改革 | が必要だ | o | | | |
| | | はい (|) /// | え() | どちら | とも言え | えない(| () | |
| | (5) | 木材業界 | も違法伐 | 採問題の | 解決に協 | 力すべき | きだと思 | う。 | |
| | | はい (|) /// | え() | どちら | とも言え | えない(| () | |
| | (6) | この制度 | では我々 | だけが経 | 費負担す | ることに | こなり不 | 満だ。 | |
| | | はい(|) /// | え () | どちら | とも言え | えない(| () | |

問 5. 貴社が認定を受けた理由を次の中から<u>1つ</u>選んでください。

| (1)違法伐採問題の解決になると思うから() | |
|---|----|
| (2) 得意先から合法木材を求められるようになると思うから() | |
| (3) 今後は合法木材が当たり前になるから() | |
| (4)他の業者が認定を受けるから() | |
| (5)県木連等から勧められたから() | |
| (6) その他(具体的に |) |
| 問 6. 貴社の原木(製品)の仕入先は、合法木材に関心がありますか。 | |
| (1)「関心がある」ところ。(%) (2)「少しはある」ところ。(% | %) |
| (3)「ない」ところ。(%) 計100% | |
| 問7. 貴社の販売先は、合法木材に関心がありますか。 | |
| (1) 「関心がある」ところ。 $(\qquad \%)\qquad (2)$ 「少しはある」ところ。 $(\qquad \%)$ | %) |
| (3)「ない」ところ。(%) 計100% | |
| 問8. 貴社の販売先から合法木材についてどのような要望や注文がありましたか。 | |
| (1) すべての製品に合法証明をつけるよう求められた。 | |
| はい () いいえ () | |
| (2)納品書の証明以外に証明書などの提出が求められた。 | |
| はい() いいえ() | |
| (3) 合法性について再確認があった。 | |
| はい () いいえ () | |
| (4) 証明なんか必要ないといわれた。 | |
| はい () いいえ () | |
| (5) 証明材は、常時在庫があるのかと聞かれた。 | |
| はい () いいえ () | |
| (6) 注文すれば入手できるかと聞かれた。 | |
| はい() いいえ () | |
| (7) その他(具体的に |) |
| 問9. 合法木材に「合法マーク」を付けようという意見があります。貴社はどのよ | う |
| に考えますか、次の中から <u>1つ</u> 選んで○を付けて下さい。 | |
| (1) 制度のシンボルとしてマークがあったほうがよい。() | |
| (2) 合法材に添付して、証明になるようにしたほうがよい。() | |
| (3)制度を消費者に普及するためにマークはあったほうがよい() | |

(4) この制度がよく知れ渡ってから、マークを付けたほうがいい。()

| | (5) 手間がかかるので、ないほうがいい。()(6) 他にもいろいろなマークがあり、紛らわしいのでないほうがいい。() | |
|-----|--|----|
| | 0. 貴社は、今後合法木材の取扱いを今後どのようにしようと思っていますが次の中から1つ選んで○を付けて下さい。 (1) 取扱いを増やしたいので、仕入先に対し合法材を求める。() (2) 証明材が入荷すれば証明書をつけて出荷するが、積極的に求めない。((3) 顧客から要求があれば取扱う。() (4) 出来ればやめたい。() (5) その他(具体的に) | |
| 問 1 | 貴社は、マスコミや NGO から合法木材に関し取材を受けたり、調査されてことがありますか。 はい (具体的に) いいえ() | た |
| 問1 | この制度に問題点があるとすればどのような点ですか。 (複数回答可) (1) 合法性が証明された原木(製品)の入手が難しい。() (2) コストがかかるが、メリットがない。() (3) 国産材には厳しいが、外材には甘い。() (4) 外材には厳しいが、国産材には甘い。() (5) 証明書に合法性の証明を記載するだけでは不十分と思う。() (6) 制度の信頼性を高めるため認定審査を厳しくすべきである。() (7) その他(具体的に |) |
| 問1 | 3. 違法伐採材の阻止のためのいろいろな対策に対し、それぞれ様々な意見があります。貴社はどの意見に賛成しますか。 <u>(複数回答可)</u> (1) 違法伐採問題は本来は当事国の問題であり、輸入国での民間の対応には関界がある。() (2) 世界の環境問題や森林減少などの問題を考えれば、われわれも出来るこは協力すべきだ。() (3) 違法伐採問題を法律で取り締まることも考えられるが、自由な市場に政が介入することになり、木材流通が混乱する可能性がある。() | 限と |

(4) 外材の合法性確認制度の構築や合法木材に対する信頼性を高めるために支

(5) 合法木材より条件が厳しい森林認証材を使うことを推奨する。()

援すべきだ。()

| 間14.1 | 台法木材() | 供給が、オ | 「材業界の | 社会的 | 責任を | 果たす | 上で是建 | F必要なこ | ことなの |
|-------|--------|--------|-------|------|-----|------|------|-------|------|
| で積 | 極的に対応 | こしている金 | 注業もあり | ます。 | また、 | 合法木 | 材を使う | うことが信 | 主宅や家 |
| 具の | 商品価値を | 高めること | になると | 考え、 | 合法木 | :材を採 | 用しよう | うとしてい | る企業 |
| もあ | ります。貴 | 社はどうま | 3考えです | つか。 | | | | | |
| 答え | (| | | | | | | |) |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ご協力 | 有難うごさ | ぐいました。 | | | | | | | |
| 差し支 | えなければ | ば、貴社のご | 車絡先と担 | 旦当者を | 下記に | こご記入 | 下さい。 |) | |
| | 〒 | | | | | | | | |
| - | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | ご担当 | 役職 氏의 | 各 | | | | | | |
| | Tel | | Fax_ | | | | | | |

E-mail

)

(6) その他(

平成 19 年度違法伐採総合対策推進事業

合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業計画(案)

1. 事業の目的

本事業は、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給が可能となるよう、合法性・持続可能性を証明する取組事例等の調査、業界団体の自主的取組の実地検証、情報提供・指導助言等を実施するものである。

2. 事業の内容

(1) 合法性·持続可能性証明木材供給事例調查事業

国内・海外における、需要側と供給側の連携等に基づく民間レベルでの自主的な違法伐採対策の取組事例、各種森林認証制度、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について、前年度に引き続き調査を行う。

(2) 合法性・持続可能性証明システム検証事業

各業界団体による自主的な取組の段階的な改善を図るため、業界団体による自主的 取組について現地での調査・検証を実施する。

国内においては認定団体の認定事業運営の実態及び合法木材の利用実態、また海外においては新しい認証制度の検証調査を行う。

3. 事業計画

- (1) 合法性·持続可能性証明木材供給事例調查事業
- ① 国内調査

木材関連企業の環境報告書、HP等から先進企業の合法木材調達の実態を調査、 収集し、優良事例は広く紹介する。

各地で実施されている地域材認定制度等について事例を収集し、合法木材供給 ガイドラインとの整合性について検証する。

② 海外調查

前年度に引き続き木材輸出国の森林関連法規、合法性証明制度、森林認証制度などの事例を調査する。

- (2) 合法性・持続可能性証明システム検証事業
- ① 国内調查

合法木材供給体制の整備の状況と運営に関する現地調査及び国の機関等による合 法木材の利用実態をアンケートと聞取りにより調査する。代表的事例については 木材調達のトレイサビリテイ調査を実施する。

② 海外調査

海外の合法木材供給体制(2地域)について、その制度の実態把握と合法木材の 貿易実態を調査し、必要に応じて指導助言する。調査地域は未定。